

市内保育施設における風水害発生時等の対応について

1 目的

台風や豪雨等に伴う気象情報や避難情報の発令時、保育施設には、園児や職員の生命と身体を守るための早急な対応が求められる。そこで、あきる野市内において、各種防災情報等が発令された場合の保育施設の対応について、以下の基準により対応することとする。

2 経過

<策定経過>

平成 30 年 11 月、総務省行政評価局は厚生労働省等に対し、「非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における臨時休園の実施基準の設定に係る国の考えを整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨時休園の実施基準を検討することについて、地方公共団体に要請する必要がある」との勧告を行った。

令和 2 年 7 月、厚生労働省では「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」の調査結果を参考に、臨時休園に関する課題や考え方を示すとともに、市区町村に対し、臨時休園等の基準について策定するよう要請した。

令和 2 年 12 月、あきる野市では、「市内保育施設における風水害発生時等の対応について」を策定した。

<改訂経過>

令和 3 年 5 月、災害対策基本法が改正されたことに伴い、同年 6 月に改訂を行った。

令和 8 年 5 月、気象庁が「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえた新たな防災気象情報の運用を開始したことに伴い、同年 7 月に改訂を行った。

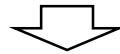
3 風水害発生時等対応基準

【想定条件】 台風や大雨を伴う前線の接近等、災害発生が予測される場合を対象とし、地震のように発生の予測が困難な場合は除く。

(1) 避難情報発令前

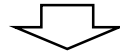
- ①市が警戒レベル4（避難指示）を発令する見通しの場合
- ②気象庁等から「特別警報」（警戒レベル5相当）等の防災気象情報の発表が予想される場合

①又は②のいずれかに該当する場合



【市の対応】

当該日の臨時休園(原則)を意思決定



【各保育施設の対応】

- ㊦保護者へ速やかに周知する。
- ㊦やむを得ず保育が必要な家庭を把握し、必要な保育の実施を市と協議し判断する。

※防災情報等はないが大雨により危険な状況となる場合も想定されることから、ハザードマップなどに示された危険地域に位置する保育施設に対して、状況に応じた個別の対応を指示することがあります。

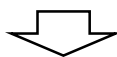
(2) 避難情報発令当日

ア 開園前

午前6時の時点

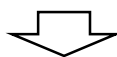
- ①市が警戒レベル4（避難指示）を発令する見通しの場合
- ②気象庁等から「特別警報」（警戒レベル5相当）等の防災気象情報の発表が予想される場合

①又は②のいずれかに該当する場合



【市の対応】

当該日の臨時休園(原則)を意思決定



【各保育施設の対応】

- ㊦保護者へ速やかに周知する。
- ㊦やむを得ず保育が必要な家庭に対する、必要な保育を実施する。（前日までに対象者などの整理を行う。）

※「午前6時～開園時間」までの間に上記①又は②のいずれかの状況となった場合においても、臨時休園の決定は可能とする。また、臨時休園を決定した場合においては、開園時間前に発令等が解除されたとしても原則終日休園とする。

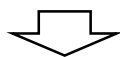
※防災情報等はないが大雨により危険な状況となる場合も想定されることから、ハザードマップなどに示された危険地域に位置する保育施設に対して、状況に応じた個別の対応を指示することがあります。

イ 開園後

開園時間中の時点

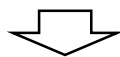
- ①市が警戒レベル4（避難指示）を発令する見通しの場合
- ②気象庁等から「特別警報」（警戒レベル5相当）等の防災気象情報の発表が予想される場合

①又は②のいずれかに該当する場合



【市の対応】

当該日の閉園(原則)・お迎えの要請を意思決定



【各保育施設の対応】

- ㊦保護者へ「可能な限り早めのお迎え」を依頼する。
- ①避難が必要となる場合は、園内外の安全な場所へ園児を避難（各施設の防災計画に基づく対応）させる。
- ㊧全ての園児が降園したら休園とする。

※防災情報等はないが大雨により危険な状況となる場合も想定されることから、ハザードマップなどに示された危険地域に位置する保育施設に対して、状況に応じた個別の対応を指示することがあります。

4 臨時休園等を行う場合の周知

（１）市の対応

臨時休園等の措置を決定した際は、速やかに各保育施設へ通知し、ホームページなどを活用し周知に努める。

（２）保育施設の対応

市からの通知を受け、速やかに保護者へ周知するとともに、やむを得ず保育が必要な家庭を把握し、職員体制等の確保に努める。

5 警戒レベル（参考）

警戒レベル	住民がとるべき行動	気象庁情報
警戒レベル5 緊急安全確保 （市が発令）	命の危険 直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	危険度分布「災害切迫」 氾濫特別警報 大雨特別警報 土砂災害特別警報
警戒レベル4 避難指示 （市が発令）	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	危険度分布「危険」 氾濫危険警報 大雨危険警報 土砂災害危険警報
警戒レベル3 高齢者等避難 （市が発令）	高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設を利用する高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者	危険度分布「警戒」 氾濫警報 大雨警報 土砂災害警報
警戒レベル2 大雨等注意報 （気象庁発令）	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	危険度分布「注意」 氾濫注意報 大雨注意報 土砂災害注意報
警戒レベル1 早期注意情報 （気象庁発令）	防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報